

再 評 価 書

事業名	一般国道422号 三田坂バパス	事業区分	道路事業	室名	道路建設課 (伊賀建設事務所)
事業概要	工期 (下段：前回)	H8年度～H29年度	全体事業費	10,900百万円(負担率：国5.5：県4.5)	
		H8年度～H29年度	(下段：前回)	10,900百万円(負担率：国5.5：県4.5)	
事業目的及び内容					
<p>■当該路線の状況</p> <p>一般国道422号は、滋賀県大津市を起点とし、伊賀市を經由し、県内陸部の急峻な地形を縦断して、北牟婁郡紀北町に至る延長約12.5kmの幹線道路です。</p> <p>伊賀市北部の山地部に位置する諏訪地区から伊賀市市街地の区間は、定期バスやスクールバスも通行する、地域の住民にとって、生活に欠かせない道路です。</p> <p>しかし、急峻な山間部であるため、道幅が狭く、急カーブ・急勾配が連続する、普通車でも対向困難な未改良区間となっています。</p> <p>また、大型車が通行不能であるとともに、降雨時には、時間雨量35mm・連続雨量120mmに達した段階で、通行を規制する区間となっています。</p>					
<p>■事業目的</p> <p>事前通行規制を解消し、安全で円滑な交通の確保を図ります。</p>					
<p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間 22年間(平成8年度～平成29年度) ・全体事業費 10,900百万円(工事費：10,202百万円、用地費：698百万円) ・計画延長 L=5,100m(起点)伊賀市諏訪～(終点)伊賀市三田 ・幅員 W=6.0(7.5)m ・主要構造物 トンネル1本、橋梁8橋 					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成22年度に再評価を実施後、一定期間(5年)を経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 平成26年度末の事業進捗率は、70%(工事68%、用地100%)となっています。</p> <p>② これまでに諏訪側720m、三田側940mの合計1,660mが開通しています。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>平成29年度の全線供用に向け事業を推進します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>当該路線は、伊賀市諏訪・丸柱地区から中学校や医療機関など生活関連施設のある伊賀市街地までを結ぶ路線であり、同地区の住民にとっては生活に欠かすことのできない重要な道路であることから、当該事業の必要性に変化はありません。</p> <p>さらに平成27年4月に三田小学校と丸柱小学校が合併したことにより、スクールバスの通学路として利用することから重要度は高まっている。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

○事業区間全体の費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益 177億円

走行経費減少便益 29億円

交通事故減少便益 0億円

総便益 205億円

総費用 121億円

費用便益比は、「1.7」となります。

4-2 その他の効果

○防災・救急機能の強化

諏訪・丸柱地区での火災などの災害発生時や、市内の医療機関への迅速な救急・消防活動が可能となり、住民の安心な暮らしを確保します。

○地域住民の利便性向上

路線バス（1日15本）及びスクールバスの通行が円滑になることで、地域住民の利便性が向上します。

○地域の産業支援

伊賀市街地や事業区間の終点側にある三田工業団地から、新名神高速道路信楽インターへのアクセスが向上することで、産業道路として活用が期待されます。

4-3 地元意向

「国道422号整備促進期成同盟会」（伊賀市、大津市・甲賀市）と「国道422号バイパス建設促進期成同盟会」（伊賀市、地元自治会）から、沿線地域の生活環境を向上させる道路として、また、大津地域及び伊賀地域を最短で結び産業・経済の発展と文化交流の基幹となる道路として、当該事業の早期完成が強く要望されています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

鋼製橋梁の耐候性鋼材の使用や、切土法面の法尻部の張コンクリートによる防草対策、トンネル及び橋梁の照明にLEDの使用、維持管理コストの削減を図っています。また、トンネル掘削により発生した土砂を他工事に流用しコストの削減を図っています。

5-2 代替案

用地買収が完了し、事業の進捗が平成26年度末時点で70%であることから、代替案はありません。

再評価の経緯

当事業は、平成8年度に事業着手し、これまでに平成22年度に再評価を実施しています。

なお、平成22年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承されています。ただし、次の点について意見をいただいています。

①残事業の早期完成にむけて、計画的で効率的な事業執行を求めるものである。

②交通量推計について、より現実的でわかりやすい説明をされたい。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。